

保護者の皆様へ

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合は、学校保健法第 19 条により 医師が感染の恐れがないと認めるまで登校（登園）できないことになっております。このため登校（登園）するときは本証明書を学校に提出して下さい。なお保護者のみの受診で証明書を発行することはできませんので御注意ください。

# インフルエンザ 登校・登園許可証明書

学校名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

※この枠内は保護者の方がご記入下さい

本日の診察の結果、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日からの登校・登園を許可いたします

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関住所  
医療機関名  
医師氏名

印

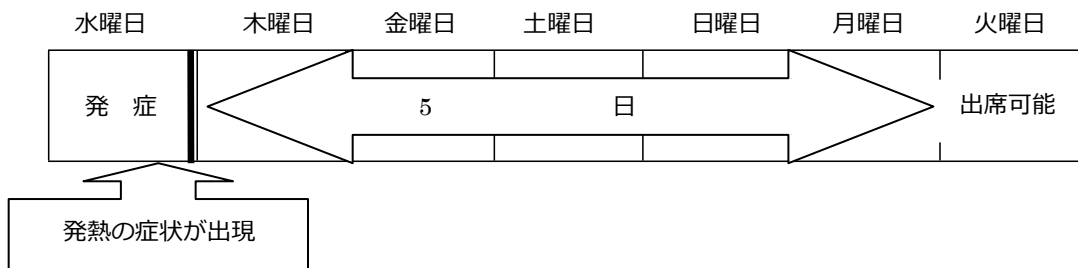
切り取って提出してください

※ **登校停止の日数の数え方について**

(平成 24 年 4 月改正：学校保健安全法施行規則より抜粋)

インフルエンザの登校・登園停止の基準は「発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児は解熱後 3 日）を経過するまで」と定められています。

インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。  
日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。



「解熱した後 3 日を経過するまで」の場合、例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1 日目）・水曜（2 日目）・木曜（3 日目）の 3 日 間を休み、金曜日から登園許可ということになります。

